

ファミリー・サポート・センター

間やないファミリー・サポート・センター
☎ 23-0668

ファミリー・サポート・センターとは、子育ての援助をしたい人（提供会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となつて、お互いに子育てを助け合う組織です。

◇会員になるためには

入会・登録が必要です（無料）。
申請書などに必要事項を記入のうえ、やないファミリー・サポート・センターへご提出ください。

◇会員の種類

①提供会員

- ・自宅子どもを預かることができる人
- ・心身ともに健康で、援助活動に理解と熱意を有し、センターが認める講習会を受講した人もしくは同等の知識を有する人

②依頼会員

町内に居住し、0歳児～小学6年生までの子どもがいる人
※「両方会員」として、提供会員と依頼会員の両方を兼ねることもできます。

◇援助の内容

・保育園の保育時間開始まで、

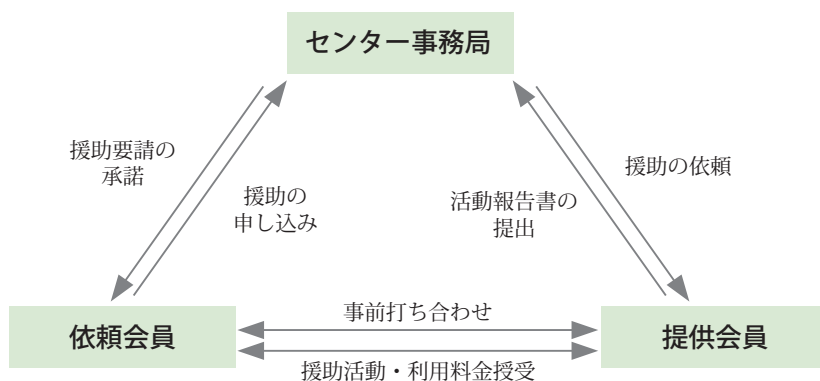
または保育終了時間後の子ども
もの預かり

- ・保育園へ子どもの送迎
- ・児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ・学校の放課後の子どもの預かり
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物など保護者の都合による一時的な子どもの預かり
- ・その他、会員の育児に関する必要な援助

◇利用料金

- ・月曜日～金曜日（祝日を除く）午前7時～午後7時
- ・1時間あたり600円
- ・右記以外の曜日・時間帯1時間あたり700円
- ※最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とします。
- ※1時間を超える活動については、30分以内の超過は右記の金額の半額、30分を超え1時間未満の超過は1時間の金額とします。

◇センターの仕組み



第1回交流会

「みんなでふれあい体操を
楽しみましょう」

◇日時 12月16日（水）
午前10時～正午

◇場所 柳井市総合福祉センター

◇内容 みんなでお子さんと一緒に
にふれあい体操を楽しみ
ながら、体力作りに役立
てる

◇講師 大内久美子氏
◇定員 先着30人（子ども
同伴可）

◇参加費 300円
◇申込締切 12月7日（月）

◇申込み・問合せ先
やないファミリー・サ
ポート・センター
☎ 23-0668

児童虐待の問題は社会全体で解決すべき重要な課題です。

厚生労働省は11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、児童虐待防止のために集中的に広報・啓発などの各種の取組を全国的に実施しています。

虐待の早期発見・早期対応には周囲が早めに気づくことがとても重要となります。

「虐待かも」と感じたとき、育児や子育てに悩んだときは、**24時間受付ダイヤル**の「**189**」（語呂：いちはやく）にお気軽にご連絡ください。また、これまで同様、町民福祉課、岩国児童相談所でもご相談に応じます。



児童虐待防止
推進月間

平成 28 年度田布施町奨学金貸付

☎ 学校教育課 ☎ 52-5812

向学心に富む学生・生徒で、経済的な理由により修学が困難な人に対して奨学金を貸付けます。

区分		金額（月額）
高等学校または 専修学校の高等課程在学学生	国公立	20,000 円
	私立	25,000 円
高等専門学校在学学生		30,000 円
大学または 専修学校の専門課程在学学生	国公立	50,000 円
	私立	55,000 円

◇申込方法

学校教育課に備え付けの申請書に必要事項を記入のうえ、申し込む

◇申込期限

平成 28 年 4 月 28 日（木）
※詳細はお問い合わせください。

田布施町人権教育推進大会

☎ 社会教育課 ☎ 52-5813
☎ 町民福祉課 ☎ 52-5810

人権意識の高揚と人権感覚の醸成を図り、1 人ひとりが大切にされるまちづくりを推進するため、人権教育推進大会を開催します。ふるってご参加ください。

◇日時 11 月 28 日（土）午後 1 時 30 分～

◇場所 西田布施公民館

◇内容 ①小・中・高校生優秀作品の表彰および発表（作文・詩・啓発スローガン）

②記念講演 おおいた観光特使 大分県人権問題講師団講師

矢野大和事務所 矢野 大和 先生

演題「笑って元気～必要とされている喜び」

◇主催 田布施町・田布施町教育委員会・田布施町人権教育推進協議会



自転車

安全に利用しましょう！

- ・ 自転車の二人乗り
- ・ 自転車乗用中のスマートフォン・携帯電話の使用
- ・ 傘差し運転
- ・ イヤホンを使用しながらの運転
- ・ 無灯火

これらは道路交通法または山口県道路交通規則で禁止されている行為であり、違反で検挙されると罰金または料料に処されます。

そして、これらの行為が原因となる交通事故が発生させ、「安全運転義務違反」として送致されると、「自転車運転者講習制度」の 14 の危険行為に該当します。

14 の危険行為とは？

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反
- ③ 歩行者用道路徐行違反
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 軽車両の路側帯通行違反
- ⑥ 遮断踏切立ち入り
- ⑦ 交差点安全進行義務違反
- ⑧ 交差点優先車妨害など
- ⑨ 環状交差点の安全進行義務違反
- ⑩ 指定場所における一時不停止
- ⑪ 自転車の歩道通行違反
- ⑫ 自転車の制動装置等違反
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反

3 年以内に 2 回以上の危険行為が行われると、公安委員会から受講命令があり、講習を受講することになります。

※受講しなかった場合は、受講命令違反（罰金 5 万円以下）

